

# 令和4年度 燕・弥彦総合事務組合「ごみ指定袋製造等業務委託」仕様書

燕・弥彦総合事務組合（以下「組合」という。）が実施する可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の発注及び納入について、下記のとおり定めるものとする。

## 記

### 1 ごみ袋の規格

- (1) 指定袋の規格は、別紙「指定袋の規格」のとおりとする。
- (2) 指定袋の印刷内容及び外袋の印刷内容は、組合が指定するものとする。  
なお、印刷内容については指定袋の大きさにより拡大・縮小し、製作にあたっては事前にレイアウト及び表示色等の校正を受けること。
- (3) 外袋及び全ての指定袋にバーコードを印刷すること。  
(外袋及び指定袋のバーコード登録は、組合で登録済み。)

### 2 指定袋の種類別発注予定枚数（年間）

( 可燃ごみ )		( 不燃ごみ )	
大	150,000セット( 1,500,000 枚 )	大	7,000セット( 70,000 枚 )
中	150,000セット( 1,500,000 枚 )	中	5,200セット( 52,000 枚 )
小	135,000セット( 1,350,000 枚 )	小	4,600セット( 46,000 枚 )
極小	71,500セット( 715,000 枚 )	極小	2,600セット( 26,000 枚 )

### 3 指定袋の納入及び配送方法

- (1) 指定袋の具体的な納入方法は、指定袋の、大・中・小・極小それぞれ10枚を外袋に入れたものを1セットとし、可燃ごみ指定袋で50セット、不燃ごみ指定袋で20セットを最小納入単位として、受注者が指定袋取扱所まで配送することとする。
- (2) 指定袋を使用する際、上袋から容易に1枚ずつ取り出せるようにすること。
- (3) 注文のあった指定袋取扱所に月に2回（1日注文を15日までに、16日注文を月末まで）配送することとする。ただし、緊急の注文については、指定袋取扱所が直接仕入れに出向くこととする。  
(※ 注文日が、日曜日、祝祭日などの休日や土曜日に当たる場合は、その休日明けの日とする。)
- (4) 上記、指定袋取扱所への最初の配送は、令和4年4月1日からとする。

#### 4 委託料の支払方法

委託料は、入札書の記載金額に100分の110を乗じた額を支払うものとする。

#### 5 組合手数料の納入方法

受注者は、販売価格から小売業者の販売利益を差し引いた組合手数料を組合が送付する納入通知書の指定期日までに、組合の指定金融機関へ納付するものとする。

#### 6 指定袋取扱所から指定袋代金の納入方法

- (1) 受注者は、指定袋取扱所へ指定袋を納品した日の月末から1ヶ月以内に指定袋取扱所から、代金が納入されるものとする。
- (2) 指定袋取扱所からの代金の徴収方法については、受注者の指定する口座への振り込み、または受注者による集金等により徴収するものとする。

#### 7 その他

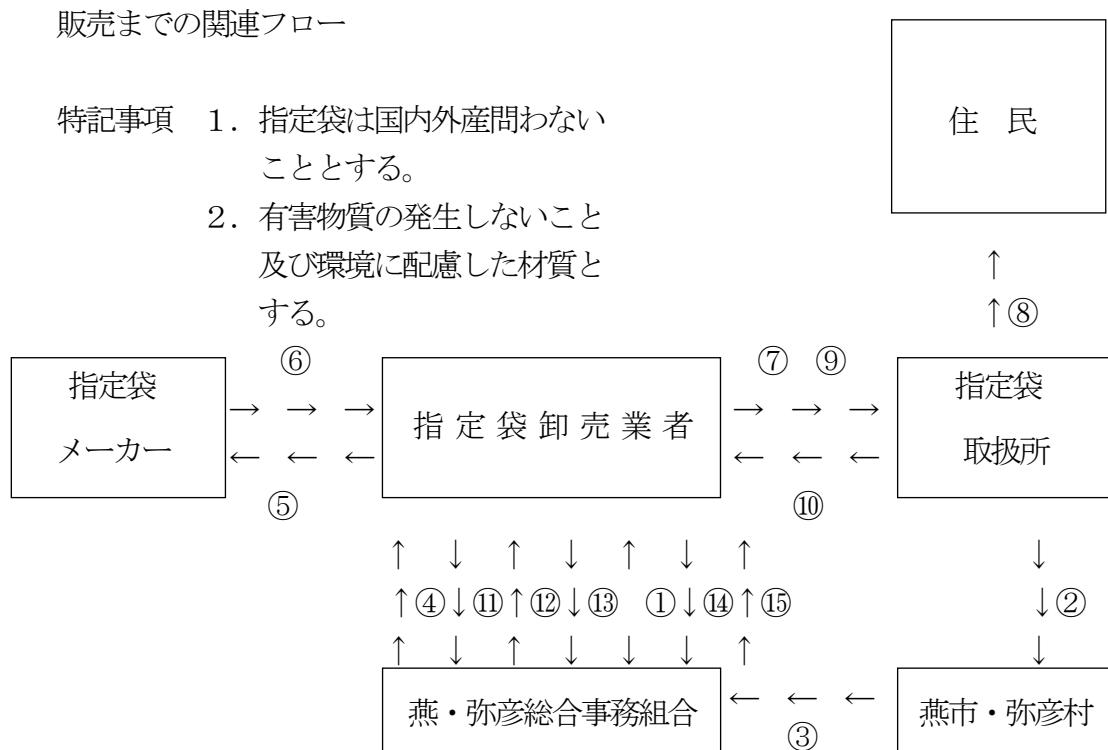
- (1) 受注者は、全ての指定袋取扱所へ卸売業変更の通知案内を令和4年3月末日までに発送するものとする。
- (2) 指定袋の在庫数は、需要と供給見込み状況に合せ調整し、組合と協議し品切れが発生しないよう努める。
- (3) 受注者は契約期間満了後、指定袋全種類の在庫を、令和5年4月末までに新たな受注者の立会の下に全量納品すること。
- (4) 受注者は、当該仕様書における指定袋の種類別発注予定枚数（年間）に明記してある枚数以上に発注が予想される場合は、組合と協議し、令和4年度契約単価で追加製造を行うこと。なお、緊急を要する場合は、組合所有の指定袋をすみやかに指定袋取扱所に配送すること。
- (5) 受注者は、住民が指定袋取扱所で指定袋を購入し、苦情等が確認された場合は、受注者の責任のもとで、良質品と交換するものとする。
- (6) 受注者は、指定袋に係る原材料証明書及び試験成績書を組合に提出するものとする。
- (7) 組合卸売業務に関する要綱を遵守するものとする。

## 指定袋の販売方法

- ① 指定袋卸売業者は、燕・弥彦総合事務組合(以下「組合」という)と委託契約を締結する。
- ② 指定袋取扱所が、燕市及び弥彦村に袋の数量を発注する。
- ③ 燕市及び弥彦村が、指定袋取扱所の注文数量を取りまとめて組合に数量を発注する。
- ④ 組合が、指定袋卸売業者に指定袋取扱所の注文数量を発注する。
- ⑤ 指定袋卸売業者が指定袋メーカーに注文数量を発注する。
- ⑥ 指定袋メーカーが、指定袋卸売業者に指定袋を納品する。
- ⑦ 指定袋卸売業者は、指定袋取扱所に配送する。
- ⑧ 指定袋取扱所は、住民に指定袋を販売する。
- ⑨ 指定袋卸売業者は、指定袋取扱所に当月分の請求書を発送する。
- ⑩ 指定袋取扱所は、当月分の請求額を翌月に指定袋卸売業者へ支払する。
- ⑪ 指定袋卸売業者は、指定袋取扱所ごとに指定袋の納品数を月末で締切り、1週間以内に卸売数量報告書を組合に提出する。
- ⑫ 組合は、指定袋卸売業者に納入通知書を発送する。
- ⑬ 指定袋卸売業者は、組合が送付する納入通知書の指定期日までに手数料を納入する。
- ⑭ 指定袋卸売業者は、組合と協議した委託料を組合に請求する。
- ⑮ 組合は、指定袋卸売業者に委託料を支払する。

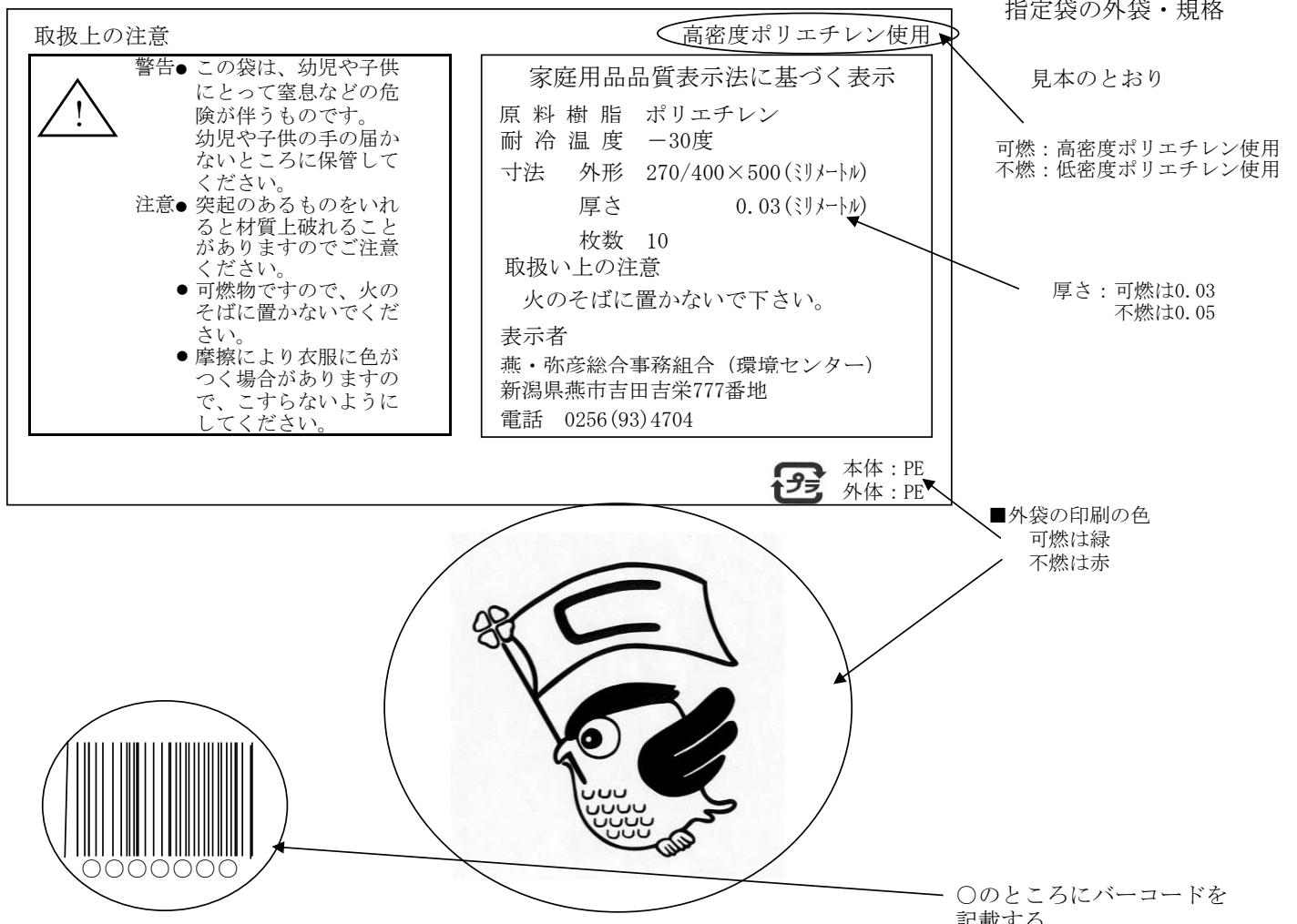
※ 可燃ごみ・不燃ごみ指定袋の発注から

販売までの関連フロー

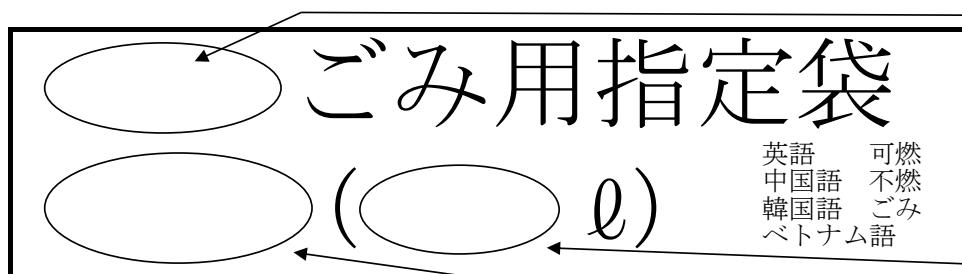


## 指定袋の規格

区分	寸法(縦×横)	容量	袋の色	肉厚	材質
袋の大きさ等	可燃ごみ用 大	80cm×65cm	45ℓ	半透明 0.03mm	高密度ポリエチレン
	中	70cm×60cm	30ℓ	半透明 0.03mm	高密度ポリエチレン
	小	60cm×55cm	20ℓ	半透明 0.03mm	高密度ポリエチレン
	極小	50cm×40cm	10ℓ	半透明 0.03mm	高密度ポリエチレン
袋の大きさ等	不燃ごみ用 大	80cm×65cm	45ℓ	半透明 0.05mm	低密度ポリエチレン
	中	70cm×60cm	30ℓ	半透明 0.05mm	低密度ポリエチレン
	小	60cm×55cm	20ℓ	半透明 0.05mm	低密度ポリエチレン
	極小	50cm×40cm	10ℓ	半透明 0.05mm	低密度ポリエチレン
袋の形状	可燃・不燃ごみ用				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生ごみはよく水を切って出しましょう。</li> <li>◆資源ごみの混入はやめましょう。</li> <li>◆収集日の午前8時までにステーションに出て下さい。(前日などに絶対出さないで下さい。)</li> <li>◆口はしっかりと結びましょう。</li> <li>◆自分のごみに責任を持ちましょう。</li> <li>◆ごみの減量に努めましょう。</li> </ul> <p>○のところに大、中、小、極小を記載する。</p> <p>■のところにバーコードを記載する。</p> <p>特記事項</p> <p>1 国内外産問わないとする。</p> <p>2 有害物質の発生しないこと及び環境に配慮した材質とする。</p>
文字の印刷色	1 可燃ごみ 緑 2 不燃ごみ 赤	片面印刷			



## 燕・弥彦総合事務組合ごみ指定袋



10枚入り

(表示金額には、消費税が含まれております。)

燕・弥彦総合事務組合のごみ指定袋には、必ずシールが印刷されてあります。  
確認のうえ、購入してください。

組合認定シール

2022.4

○のところに組合認定シールと印刷する。見本のとおり

■外袋の印刷の色  
可燃は緑  
不燃は赤